

## 加工・修繕・組立製品減免税明細書（T-1060）

「輸入貨物」欄中「記号番号」、「品名」、「数量」欄には、輸入製品等自体に付された記号番号、輸入製品等の品名及び輸入製品等の数量を記載する。なお、輸入製品等に記号、番号が付されていない場合には記載を必要としない。

「輸出貨物」欄には、減免税を受けようとする製品等に原材料等として使用された輸出原材料明細等輸出貨物に係る内容を記載する。

「記号番号」欄には、包装に付されたものではなく、輸出貨物自体に付されたものを記載するものとするが、輸出貨物自体に記号及び番号が付されていない場合には記載する必要がない。

「関税の軽減を受けようとする額及びその計算の基礎」欄には、申告に係る製品の関税等の額から軽減されるべき減税額を明記し、その計算の基礎となった算式を記載する。

「加工又は修繕の明細」欄には、輸出先で行われる加工又は修繕の概略説明を記載する。